

## 次の親世代向けライフプラン普及啓発映像制作業務仕様書

### 1 目的

妊娠・出産等の知識の提供などにより、若い世代が将来のライフプランを具体的に考えるきっかけをつくる。

### 2 業務内容

#### (1) 業務内容

ライフプラン普及啓発映像の企画・制作

※制作した映像は、YouTube などでの情報発信のほか、県ホームページ、学校での授業、企業での研修、各種イベント等で視聴するため、第三者の権利を侵害しないよう、予め受託者の責任において権利を処理しておくこと。

#### (2) 業務期間

契約の日から令和3年2月19日まで

#### (3) 映像完成時の提出物（成果物）

15分程度の全体版と1分程度の短縮版それぞれについて、以下を提出すること。

- ①県ホームページ等掲載用映像データファイル（全体版）（メディアは別途相談）
- ②県ホームページ等掲載用映像データファイル（短縮版）（メディアは別途相談）
- ③保管用等DVD（全体版） 10枚（1枚ずつケースに格納）
- ④保管用等DVD（短縮版） 2枚（1枚ずつケースに格納）

### 3 映像制作の内容

#### (1) 映像制作の趣旨

晩婚化が進行する中、未婚者（18～34歳）のうち「いずれ結婚するつもり」との回答は、男女ともに85%以上と高い水準で推移している。また、結婚の利点として、「子どもや家族を持てる」と回答した未婚者の割合も増加傾向にある。しかし、「女性の妊娠する能力が30歳を過ぎた頃から少しずつ低下すること」をよく知っていた高校生の割合は男性14%、女性22%程度に留まっているとする調査結果もあり、妊娠・出産等の知識は必ずしも十分とは言えない状況がうかがえる。

直近では、不妊治療が大きく取り上げられることもあり、妊娠・出産等への社会的な関心は高まりつつあるといえる。こうしたことから、妊娠・出産等への更なる理解を促し、とりわけ若い世代が将来のライフプランを具体的に考えるきっかけを提供する映像を制作する。

#### (2) 制作条件

- ① 制作する映像の総尺時間は15分程度とし、別途、PR等に活用できる1分程度の短縮版も制作すること。
- ② 主な視聴者が、高校生・大学生等の学生や企業の若手社員等の若い世代であることを念頭に制作すること。

- ③ 視聴者の性別が限定される内容としないこと。
- ④ 視聴者個人の選択を尊重し、特定の価値観を押しつける内容としないこと。
- ⑤ 「妊孕性」への理解を促す内容を盛り込むこと。
- ⑥ 映像の仮編集段階で、県へ映像（DVD等）を提出し、その具体的方向性について、県の承認を受けること。また、完成までの間、県又は専門家（助産師等）による指導・助言を得ながら進めること。

#### 4 著作権等

- (1) 業務の実施により制作された成果物及び業務を遂行するために撮影した映像素材等の著作権に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転するものとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議して定める。
- (2) 作成した映像で使用された映像、写真、図画等に関する権利（著作権法第21条から第28条に規定するもの）は全て県に帰属するものとする。
- (3) 映像作成にあたり撮影した映像、写真、図画等については、使用、未使用を問わず著作権は県に帰属する。
- (4) 受託者は、映像で使用した映像、写真、図画等を全て映像制作終了後、速やかに県に提出する。
- (5) 受託者自身が持つ映像等の使用は認めるものとする。その際、県は委託料とは別に使用料等を支払わない。
- (6) 受託者は、他人に著作権があるものを使用する場合には、著作権者の承諾を得て、県に報告するものとする。その際、県は委託料とは別に使用料等を支払わない。
- (7) 人物を撮影する場合には、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含む。人物等の選定にあたっては県と事前協議を行う。撮影等に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。